

令和 6 年度以降の修学旅行旅費の支払いについて

平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。さて、本校では、令和 6 年度以降に実施する修学旅行（今年度第 2 学年以降）より、**支払い方法を変更**させていただくこととなりました。これまでは、学校納入金の一部を積み立てることにより、第 2 学年末の時点で修学旅行の費用を確保することとしておりました。この方式では、保護者の皆様の利便性の一方、修学旅行における旅行社と保護者の契約関係が不明確である等の課題がありました。

また、国の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成 31 年 1 月 25 日）」でも指摘されているように、教育内容の高度化を踏まえ、これまで学校が担ってきた業務の精選が求められているところです。人工知能がより発展し、社会の予測不能なほどの激しい変化の中を生き抜く子どもたちに必要な資質・能力を育むためには、教材研究にさらに時間をかけることが求められるとともに、丁寧な見取りや支援を行うための子どもと向き合う時間を十分に確保することが必要だからです。

このため、令和 6 年度実施の修学旅行より、これまでの学校納入金から積み立てる方法ではなく、3分割で直接旅行業者に直接振り込んでいただく方式に変更させていただくこととしました（現 2 年生は、1 年生時の積立金を活用するため 2 分割となります）。

振り込んでいただく金額は、**月当たりの換算では現行の学校納入金とほぼ変化のない金額に設定**させていただいております（学校納入金の支払いと合わせて、月ごとではおよそ 7,000 円程度。詳細は別紙を参照ください）。どうぞご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。